

令和7年7月11日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電気シェーバーに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
（うち石油ストーブ（開放式）1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2 件
（うち電気シェーバー2 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 21 件
（うちリチウム電池内蔵充電器4 件、電子レンジ3 件、電気洗濯乾燥機2 件、
ノートパソコン1 件、バッテリー（リチウムイオン、草刈機用）1 件、
携帯電話機（スマートフォン）1 件、ポータブル電源（リチウムイオン）2 件、
プロジェクター1 件、
イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵）1 件、
換気扇1 件、電動アシスト自転車1 件、
電気掃除機（充電式、スティック型）1 件、ポータブルDVD プレーヤー1 件、
電気炊飯器1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

パナソニック株式会社が製造した電気シェーバー用USBケーブル（「電気シェーバー」として公表）について

（管理番号：A202500301、A202500305）

①事事故事象について

パナソニック株式会社（法人番号：3120001236504）が製造した電気シェーバーに他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生しました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2025年（令和7年）5月21日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を実施しています。

③対象製品：商品名、品番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	品番	製造番号	製造期間	対象台数
ラムダッシュ パームイン	ES-PV6A	230701	2023年7月1日	94,747
	ES-PV3A	~ 240509	~ 2024年5月9日	90,058
エントリーシェーバー3枚刃	ES-RT4AU	230301	2023年3月1日	56,542
	ES-RT1AU	~ 240731	~ 2024年7月31日	132,622

2025年（令和7年）5月21日からリコール（無償交換）を実施

交換率：9.8%（2025年7月9日時点）

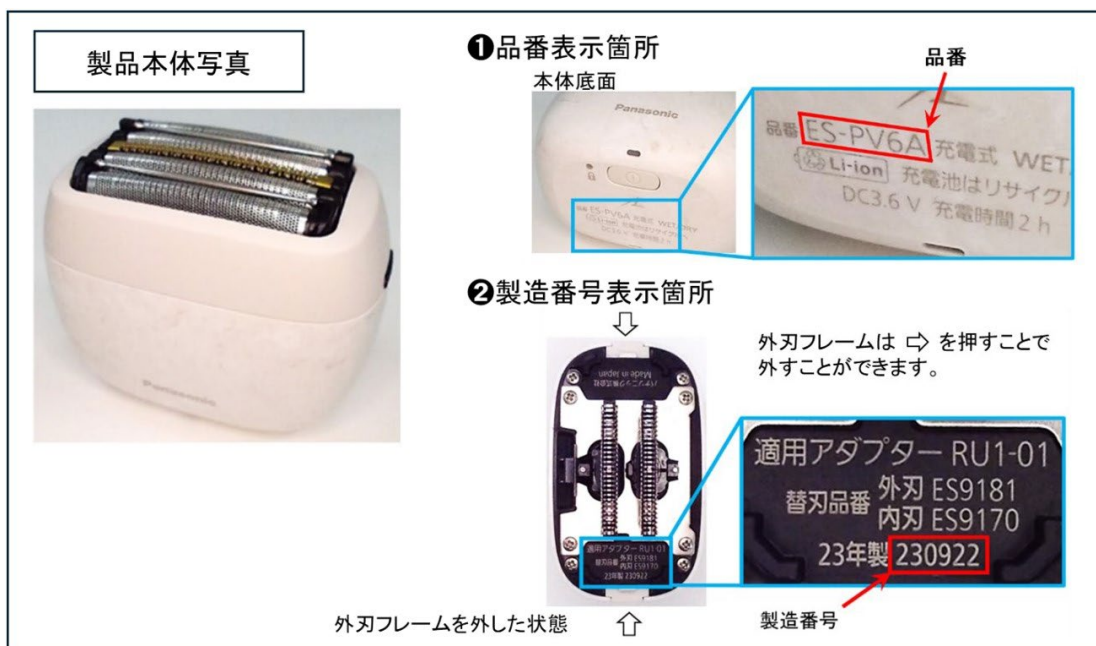
＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による2023年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	2	火災
2024年度	0	—
2023年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500301、A202500305）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法、対象製品の品番および製造番号の表示位置＞
ラムダッシュ パームイン



エントリーシェーバー 3枚刃



<交換部品>

同梱のUSBケーブルを、無償で過熱保護機能付USBケーブルに交換します。

※見分け方：交換させていただく過熱保護機能付USBケーブルには、Type-C側のプラグ樹脂部分に、温度計マークがあります。

ラムダッシュ パームイン



エントリーシェーバー 3 枚刃



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。また、取扱説明書にも記載の通り、USBソケットがぬれている状態での充電は行わないでください。

【問合せ先】

受付時間：2025年7月31日まで 9時～17時（毎日）

2025年8月1日以降 9時～17時（土曜日、日曜日、祝日、事業者休日を除く）

電話番号：0120-870-070

オンライン受付フォーム：<https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/shaver/2505/>

※24時間受付可能

ウェブサイト：https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/product_information/c/2505.html

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、山田、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500303	令和7年2月8日	令和7年7月9日	石油ストーブ(開放式)	RS-L27	株式会社トヨミ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び建物1棟を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月7日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500301	令和7年6月19日	令和7年7月9日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行なったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	東京都	令和7年5月21日からリコールを実施 (特記事項を参照) 交換率:9.8%
A202500305	令和7年6月15日	令和7年7月9日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行なったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	東京都	令和7年5月21日からリコールを実施 (特記事項を参照) 交換率:9.8%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500285	令和7年6月21日	令和7年7月7日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福井県	令和7年7月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500286	令和7年6月16日	令和7年7月7日	電子レンジ	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	令和7年7月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500287	令和7年6月24日	令和7年7月7日	電気洗濯乾燥機	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	令和7年7月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500288	令和7年5月27日	令和7年7月7日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和7年7月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年6月27日
A202500289	不明	令和7年7月7日	ノートパソコン	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大分県	
A202500290	令和7年5月31日	令和7年7月7日	バッテリー(リチウムイオン、草刈機用)	火災	当該製品を充電後、草刈機に装着したところ、発煙とともに当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和7年6月12日に消費者安全法の重大事故等(バッテリー(リチウムイオン、電動工具用))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年6月2日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500291	令和7年6月19日	令和7年7月7日	携帯電話機(スマートフォン)	火災 軽傷1名	当該製品を鞆に入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	富山県	
A202500292	令和7年6月1日	令和7年7月7日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年6月4日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202500293	令和7年5月22日	令和7年7月7日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	令和7年6月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月22日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202500294	令和7年6月16日	令和7年7月8日	プロジェクター	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	令和7年6月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500295	令和7年3月12日	令和7年7月8日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年6月30日
A202500296	令和7年6月25日	令和7年7月8日	リチウム電池内蔵充電器	火災	倉庫で異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500297	令和7年6月28日	令和7年7月8日	換気扇	火災	当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から25年以上経過した製品
A202500298	令和7年5月18日	令和7年7月8日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大分県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月3日
A202500299	令和7年4月30日	令和7年7月8日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、破断した前かごが前輪の動きを阻害して転倒し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年6月25日
A202500300	令和7年3月23日	令和7年7月8日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年3月27日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202500302	令和7年6月27日	令和7年7月9日	ポータブルDVDプレーヤー	火災	商業施設で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和7年7月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500304	令和7年6月26日	令和7年7月9日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	令和7年7月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500306	令和7年6月30日	令和7年7月9日	電気洗濯乾燥機	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202500307	令和7年6月26日	令和7年7月9日	電子レンジ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	
A202500308	令和7年6月24日	令和7年7月9日	電気炊飯器	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし